

高槻市告示第 473 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 3 項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域について、同法第 11 条第 1 項の規定による指定を行う。

平成 22 年 9 月 8 日

高槻市長 奥本 務

- 1 指定する区域の所在地
高西町 827 番 1、828 番 1、829 番 1、830 番 1 の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、水銀及びその化合物



指定基準超過物質



鉛及びその化合物



鉛及びその化合物、水銀
及びその化合物

10m

起点

別図

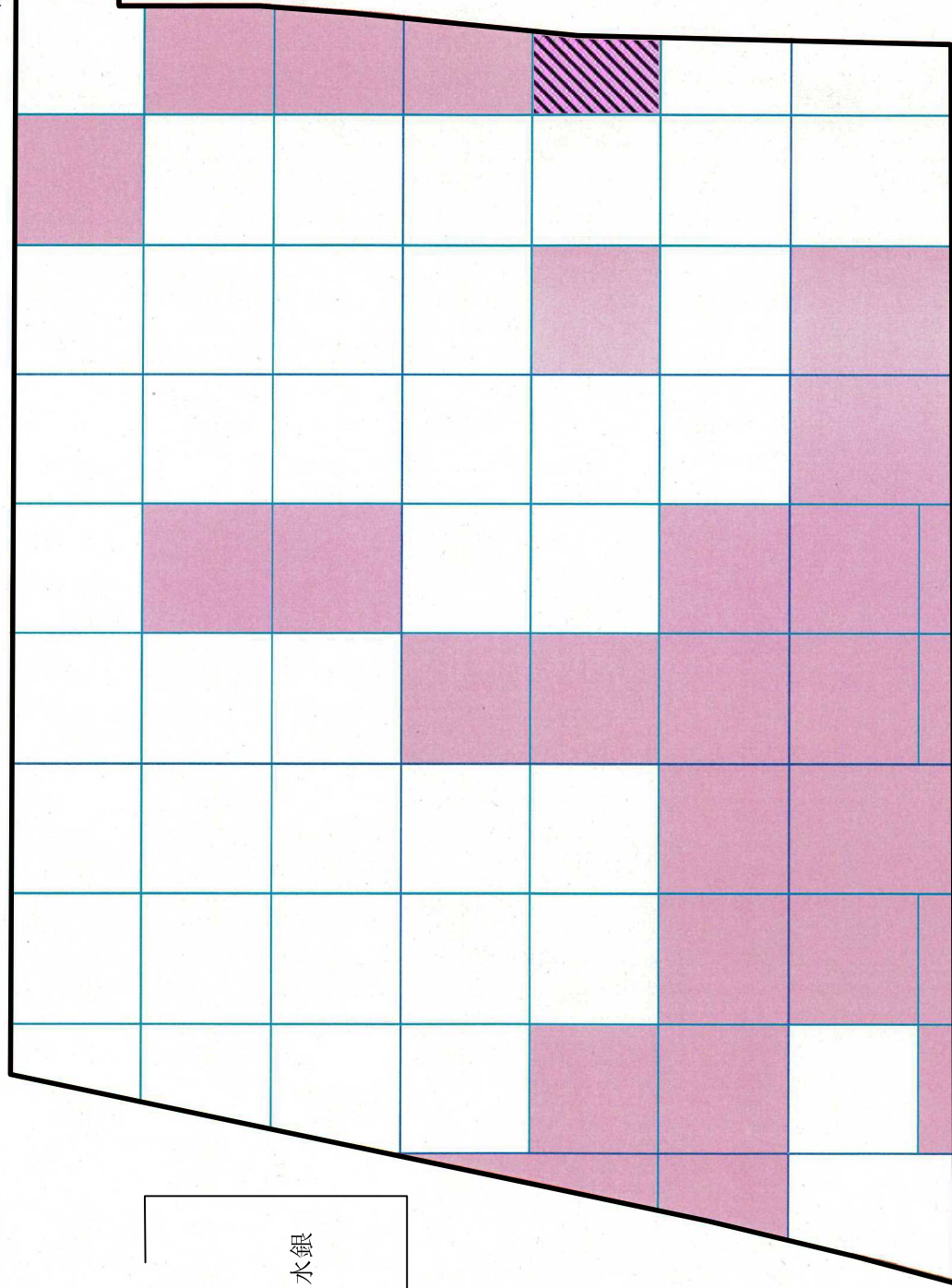


図. 形質変更時要届出区域